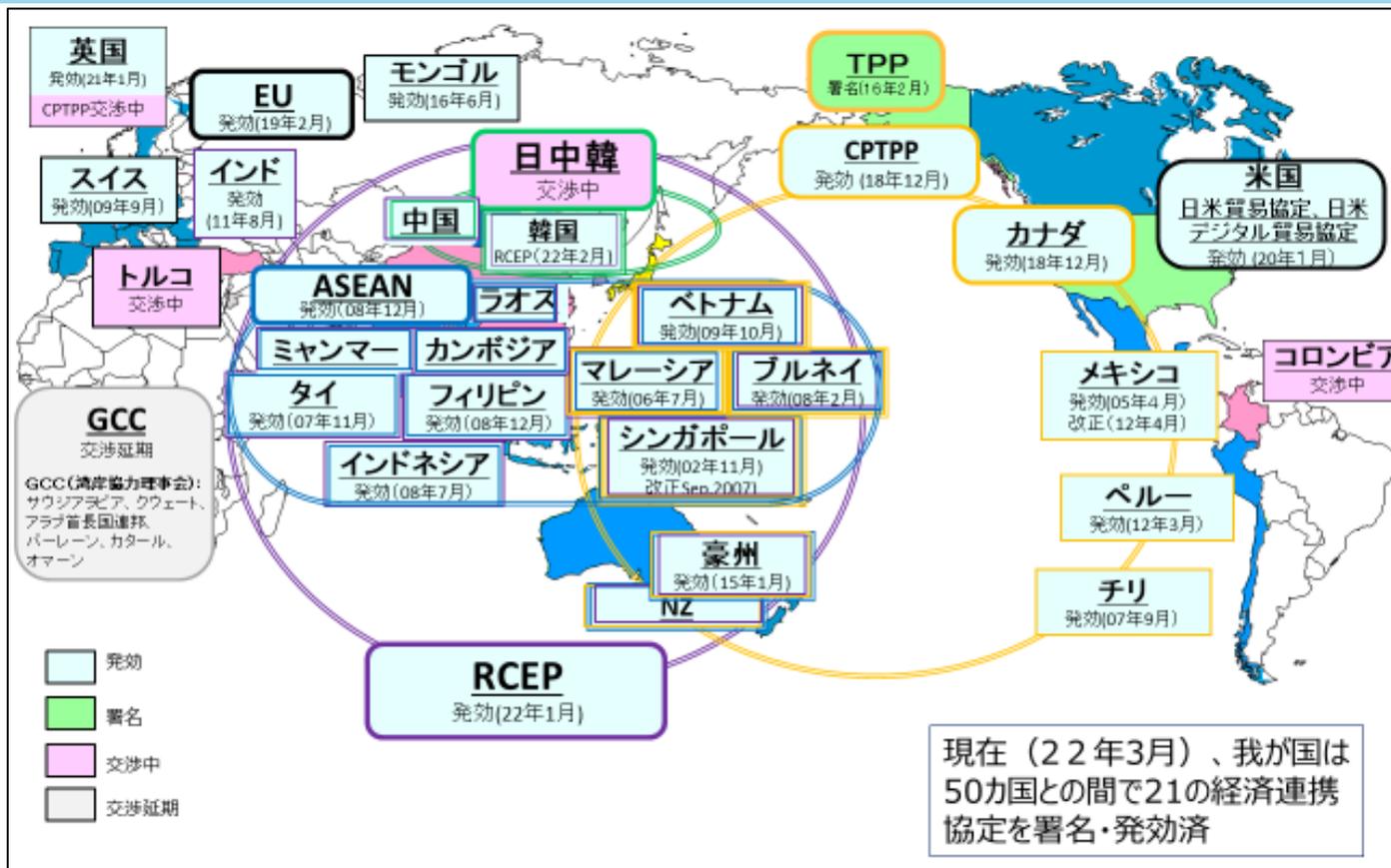


日EU・EPAについて

2022年6月
経済産業省

日本の経済連携の推進状況

- 現在、我が国は50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済。
- RCEP署名後のFTA等カバー率は、80.4%(2021年3月時点)
※FTA等カバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、**質の高い通商ルールを構築**。米国との間では、**2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効**、英国との間では**2021年1月に日英包括的経済連携協定が発効**、**RCEPは2020年11月に署名し2022年1月1日に発効**。
- **自由貿易圏の更なる拡大を目指す**。



日EU・EPA【協定の全体像】

本協定は以下の章及び関連する附属書等から構成される(全23章)。

【ポイント】

①域内累積を可能とする原産地規則, ②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束, ③ソースコードの開示要求の禁止等, 先進的なルール,
⇒ 日本経済や企業活動に貢献

第1章 総則 本協定の目的, 用語の定義等を規定	第2章 物品貿易 物品貿易に関し, 関税撤廃・削減の他, 内国民待遇等の基本的なルール等を規定	第3章 原産地規則 関税撤廃・削減が適用されるための原産品の要件, 証明手続等を規定	第4章 税関・貿易円滑化 税関手続の透明性・予見可能性の確保, 簡素化等を規定	第5章 貿易救済 輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード)等を規定	第6章 衛生植物検疫(SPS)措置 SPS措置に係る手続の透明性向上, 技術的協議の開催等を規定
第7章 貿易の技術的障害(TBT) 強制規格等を導入する際の手続の適正化, 透明性の確保等を規定	第8章 サービス貿易・投資自由化・電子商取引 サービス貿易・投資に関する内国民待遇等の他, 電子商取引のルール等を規定(注)	第9章 資本移動・支払・移転 資本の移動等に関し, 原則自由な移動を可能にする他, 一時的なセーフガード等を規定	第10章 政府調達 WTO政府調達協定を基本とし, 本協定において追加する政府調達のルール及び適用範囲(鉄道含む。)等を規定	第11章 反トラスト及び企業結合 反競争的行為に対する適切な措置, 協力等を規定	第12章 補助金 補助金に関する通報や協議, 一定の種類の補助金の禁止等を規定
第13章 国有企業 国有企業等の物品・サービスの購入につき商業的考慮に従うこと等を規定	第14章 知的財産 特許権, 商標権, 意匠権, 著作権の保護及び権利行使の他, 農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定	第15章 コーポレート・ガバナンス 株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素等を規定	第16章 貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に係る協力等を規定	第17章 透明性 協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等を規定	第18章 規制協力 規制案の事前公表, 意見提出の機会の提供等の他, 動物福祉に関する情報交換等の協力を規定
第19章 農業協力 農産品・食品の輸出入の促進, 安全で良質な食品の提供等のための協力を規定	第20章 中小企業 中小企業に関し, 情報提供等の協力等について規定	第21章 紛争解決 協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続等を規定	第22章 制度的規則 本協定運用のための合同委員会の設置, その下での特別委員会の設置, 連絡部局の指定等を規定	第23章 最終規定 効力発生, 改正等に係る手続, 日本語を含む正文等を規定	

関税(主な鉱工業品)

品目	EUへの輸出額 (億円) [2021年]	日EU ベースレート	日EU 合意内容
乗用車(総額)	9,116	10%	8年目撤廃
ガソリン車	3,688	10%	8年目撤廃
ディーゼル車	408	10%	8年目撤廃
ハイブリッド車	4,645	10%	8年目撤廃
電気自動車	360	10%	8年目撤廃
その他乗用車	15	10%	8年目撤廃
貨物自動車	255	3.5~22%	即時/8年目撤廃
バス	2	10~16%	即時/13年目撤廃
ガソリンエンジン	219	2.7~4.1%	即時撤廃
リチウムイオン蓄電池	504	3%	即時撤廃
衣類	159	6.3~12%	即時撤廃

(概要)

- ✓ 輸入される産品が、本協定に基づく関税の撤廃又は削減（関税上の特惠待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を規定。

(交渉結果)

- ✓ 原産品の累積と生産行為の累積(※)の両方を選択的に適用可能な、いわゆる完全累積制度を採用。
 - ※原産品の累積：自国内での産品の製造に相手国の原産品を使用する場合には、それを自国の原産材料とみなすことが認められる規定。
 - ※生産行為の累積：自国内での産品の製造に非原産材料を使用する場合であっても、その非原産材料の製造過程で生じた相手国内での生産行為（材料として使用された相手国の原産品や相手国内で生じた製造経費等）については、自国内で製造される産品が原産品であるかどうかの決定するにあたって考慮することが認められる規定。
- ✓ 輸出時における原産地証明書の取得手続が不要となる自己申告制度(※)を採用。
 - ※自己申告制度：輸出者又は生産者が自ら原産地申告書（産品がEPA上の原産品である旨を明記した書面）を作成し、輸入者がそれを輸入国税関に提出することを通じて、又は輸入者が自らの知識に基づき産品がEPA上の原産品である旨を税関に対して示すことを通じて、EPA税率の適用申請を行う制度。
- ✓ 輸入国税関は産品の原産性に疑義がある場合には輸出国税関を通じて確認を行う（間接確認）。

- ✓ GPA（WTO・政府調達協定）において開放されていないEU加盟国の国レベルの機関（ルーブル学院（フランス）や原子力規制庁（スロバキア）等13機関）及びPublic Lawに従い運営される病院・大学等の機関（対象機関を例示）を日本に対し新たに開放。
- ✓ 鉄道分野に関し、EU側はGPAでは日本企業をEUの鉄道市場から除外可能としていたが、EU側の鉄道施設及び都市鉄道、トラム、等の分野における一部の鉄道産品の調達が新たに開放された。

投資自由化

- ✓ これまでいずれのE U加盟国とも締結していなかった投資に関するルールを新たに規定。
- ✓ ローカルコンテンツ要求, 技術移転要求, 投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止を規定。
- ✓ 原則全ての分野を自由化の対象とし, 自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し, 透明性の高い自由化約束を確保。

⇒ E U市場に進出した我が国企業がビジネスをする上での予見可能性が高まる。

サービス

- ✓ サービス貿易の最恵国待遇等について規定。ネガティブリスト方式（原則全てのサービス分野を自由化の対象とし規制の根拠となる措置や分野を列挙）を採用しており、規制の現状が明確となり透明性が向上。また、GATSにおける約束と比べて、電気通信サービス、建設・エンジニアリングサービス、流通サービス、観光・旅行サービス等複数の分野の規制が緩和されることとなった。⇒幅広い分野での日本企業の海外展開にメリット。
- ✓ 金融規制に関する協力についての附属書において、EU及び日本の新規制の導入や規制の同等性評価において、双方の金融当局が協力を推進する努力義務を規定。本邦金融機関のEU金融規制対応の負担軽減等を図り、EU域内での円滑な事業展開・進出を支援。
- ✓ 自然人の入国及び一時的な滞在については、（会社等）設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者について、入国と一時的滞在の許可にかかるルールの明確性、及び数的制限等の規制を設けてはならないこと等を確保。

⇒ E Uで商談、サービスの提供、駐在などを行う企業にメリット。

EU域外からの人の移動

	GATSでのEUの約束	日EU・EPAでのEUの約束
投資家 Investors	約束なし	日本人の滞在期間:最長1年 (CETA同様 ¹)
契約に基づくサービス提供者 Contractual Service Suppliers	各国の法制による	日本人の滞在期間:最長12か月 (オーストリア, 英国については最長6か月)(CETA同様)
独立の自由職業家 Independent Professionals	約束なし	日本人の滞在期間:最長12か月 (オーストリア, 英国については最長6か月)(CETA同様)
短期商用訪問者 Short-Term Business Visitors	約束なし	日本人の滞在期間:最長90日(6ヶ月毎に) (CETA同様 ¹)
設立目的の商用訪問者 Business Visitors for Establishment Purposes	各国の法制による	日本人の滞在期間:最長90日間(6ヶ月毎に) (CETA同様)
企業内転勤者 Intra-Corporate Transferees (ICT)	各国の法制による	日本人の滞在期間:最長3年(各国の裁量により延長可能)(CETA同様 ¹) 加えて、 ICT指令(EU域外国からの企業内転勤者の滞在・労働許可に関する指令)の内容 ①企業内転勤者の入国及び一時的滞在のための申請について、90日以内に申請者に結果を通知 ②その家族について、企業内転勤者と同期間の滞在の許可 ③EU入域後の域内他加盟国への入国・在留・稼働の権利の保障を約束。 (CETAでは、上記のうち②の一部(配偶者の帯同)のみに限定。)

- ✓ ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止。
⇒企業にとって機密情報にあたるソース・コードの開示を求められることを抑制する効果。
- ✓ その他、以下についても規定。
 - 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止。
 - 電子商取引の利用に係る消費者保護に関する措置を採用・維持することの重要性。
 - 電子署名や電子的な手段による契約等について、電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等。⇒電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールが整備され、ITを利用して日本にいながらにして商品取引・サービス提供を行う企業にメリット。
- ✓ データの自由な流通については規定されているが、本協定にかかる規定を含めることの必要性について、協定発効後3年以内に再評価する旨の規定を設けた。

- ✓ 特許、商標、意匠、著作権及び関連する権利、営業秘密及び医薬品等の開示されていない試験データ等の知的財産を対象に、T R I P S 協定よりも高度な規律を規定。具体的には、製品の部品についても意匠として保護することや著作権の保護期間を著作者の死後 7 0 年とすることなどが規定された。
- ✓ 権利取得手続の透明化、知的財産権の行使（民事上の権利行使手続及び国境措置）、協力及び協議メカニズム等について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る

⇒ E U において我が国企業が今後も安心してビジネスを展開できることが期待。

□ 規制協力

- ✓ 日・E Uで双方の規制上の課題について議論をする枠組みを構築
- ✓ 上記枠組みが確保されることで、規制・基準策定の際の透明性向上が図られるとともに、日欧間の規制・基準の調和が図られる。
- ✓ 具体的には、規制措置案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、規制に関する良い慣行についての情報交換、規制協力活動、計画中又は既存の規制措置に関する情報交換等について規定。
- ✓ 日EU間の協力等を推進するために、専門委員会を設立することについて規定。

合同委員会

2019年 4月10日 第1回合同委員会
2021年 2月 1日 第2回合同委員会
2022年 3月25日 第3回合同委員会

物品の貿易に関する専門家委員会

2019年11月14日 第1回会合
2020年12月10日 第2回会合
2021年11月11日 第3回会合

原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

2019年 6月26日 第1回会合
2021年 3月 2日 第2回会合

サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

2019年11月13日 第1回会合
2021年 2月12日 第2回会合
2022年 3月16日 第3回会合

貿易の技術的障害(TBT)に関する専門委員会

2019年11月15日 第1回会合
2021年 2月17日 第2回会合
2022年 4月26日 第3回会合

政府調達に関する専門委員会

2019年11月27日 第1回会合
2021年 2月10日 第2回会合
2021年 12月3日 第3回会合

知的財産に関する専門委員会

2019年11月28日 第1回会合
2021年12月13日 第2回会合

規制協力に関する専門委員会

2020年 1月20日 第1回会合
2021年 3月16日 第2回会合
2021年12月13日 第3回会合

貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会

2020年 1月29～30日 第1回会合
2021年 1月26～27日 第2回会合
2022年 1月25～26日 第3回会合

自動車及び自動車部品に関する作業部会

2019年11月11日 第1回会合

日EU・EPA利用率

	2019年 2～12月	2020年 1～12月	2021年 1～12月
日本からEUへの輸出 (EUROSTATから算出)	39%	59%	63%
日本のEUからの輸入 (財務省貿易統計から算出)	54%	63%	71%